

未来の起業家を育てる起業体験等プログラム事業について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年4月10日

旭川市長 今津寛介

第1 契約担当部局

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター2階

旭川市経済部産業振興課

電話：0166-65-7047

FAX：0166-65-7048

メール：sangyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

第2 業務の概要

1 業務名

未来の起業家を育てる起業体験等プログラム事業

2 業務内容

(1) 目的

本事業は、旭川地域の高等学校や大学等に在学する生徒及び学生が、ビジネスを通して地域や社会の課題の解決に取り組む起業家等と触れ合う機会を創出するとともに、社会課題の解決に向けたプランニングと、アクションにつながる伴走支援を実施することで、地域での起業という若年層の将来の選択肢の幅を広げることを目的とする。

(2) 業務内容

上記目的を達成するため、本事業では主として以下の内容を実施する。

ア 高校等への出前授業の実施（夏休み前までに2～3校程度）

旭川市内の高校において、ソーシャルキャリアに関する出前授業を実施し、アントレプレナーシッププログラムへの参加を促進する。開催日程及び内容は、各高校と調整すること。

(ア) 対象

旭川市内の高等学校及び工業高等専門学校

(イ) 希望する学校の募集

電子メール、電話等により各学校に募集をかけ、応募のあった学校から先着順で選定する。

イ アントレプレナーシッププログラムの実施（概ね8月から1月まで）

地域や社会の課題解決に関心のある生徒及び学生を募集し、ビジネスにより課題を解決する手法を学び、具体的なアクションを起こすための伴走支援を実施する。

(ア) 対象

旭川地域の高等学校や大学等に在学する生徒及び学生

(イ) 受講者数

10名程度

(ウ) 受講者の公募

受講者は、WEB上のフォームなどを活用して公募することとし、受講者が10名程度となるようそれぞれの想いや熱量を鑑みて選考すること。また、選考方法については、旭川市と協議を行うこと。

募集に当たっては、出前授業開催時に周知するほか、WEB等を活用しながら行うとともに、多くの学生からの応募を促すため、対象の学校等へ周知を行う。

(エ) プログラムの実施手法

対面、オンラインどちらも可とするが、全体の2分の1以上は対面により実施すること。

I 集中講座（8月頃、連続する2日間）

ビジネスにより地域や社会の課題を解決する手法を学び、考える集中講座を実施する。

II 伴走支援（1月まで）

地域や社会の課題解決に向けたプランニングと具体的なアクションを起こすための伴走支援を実施する。

ウ 報告会の開催（1月頃）

受講者の保護者や学校の先生などのほか、社会起業に関心のある企業や住民等の参加が見込める会場において、本事業の報告会を開催する。

(ア) 参加者

広く一般に募集する。

(イ) 参加者の募集

参加者の募集は、WEB等を活用しながら行う。

エ 成果物の作成、提出

本事業の成果として、最終報告書を電子データで旭川市に提出すること。また、参加者及び受講者のアンケート調査を実施すること。

オ その他

本事業の実施に当たり必要な経費（消耗品購入費等含む。）は、全て委託料に含めることとし、受託者が負担することとする。

その他、本事業の目的を達成するために必要な事項について、適宜提案すること。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 予算総額

5,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第3 参加資格要件

次の全ての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。

1 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ただし、上記資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には次の書類を聴取する。

法人・個人	提出書類	備考
法人・個人	当該市町村の市町村税（特別区においては都税）に滞納のないことの証明書	発行日が提出期限内の3か月以内のもの
法人・個人	消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書	発行日が提出期限内の3か月以内のもの 管内の税務署が発行する「納税証明書その3」
法人・個人	決算書及び確定申告書の写し (直近の1期分)	管轄の税務署の受付印又は電子申告の受信通知があるもの 個人の場合は確定申告書の写しのみ
法人	履歴事項全部証明書 (任意団体の場合は定款とする)	発行日が提出期限内の3か月以内のもの
個人	身分証明書 (本籍地のある市町村から交付を受けること)	発行日が提出期限内の3か月以内のもの

- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- 3 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 5 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- 6 市町村税又は都税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。

第4 実施要領等の交付期間及び方法

未来の起業家を育てる起業体験等プログラム事業に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付は、次のとおりとする。

1 交付期間

令和8年4月10日（金）から令和8年4月30日（木）まで

2 交付方法

第1の場所で交付するほか、旭川市経済部産業振興課のホームページからのダウンロードにより交付する。

URL：<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/11218/11220/d083823.html>

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年4月30日(木) 午後5時(期限厳守)

(2) 提出方法

次のオンラインフォームから提出すること。

<https://logoform.jp/f/wBrq2>

2 参加資格の確認等

第3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

3 企画提案書の提出

2で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年5月18日(月) 午後5時(期限厳守)

(2) 提出方法

次のオンラインフォームから提出すること。

<https://logoform.jp/f/g9GgC>

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第7 受託候補者の特定

未来の起業家を育てる起業体験等プログラム事業に係る公募型プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

第8 契約に関する基本事項

1 契約の締結

第7において特定された者と協議を行い、内容についての合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただし、旭川市契約事

務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否
作成を要する。

4 支払条件
一括後払いとする。

第9 その他

1 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

2 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

3 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

4 提出された書類は返還しない。

5 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

6 詳細は実施要領等による。